

人権尊重のまちづくり条例当初案に関する意見と事務局の対応について

1 前文について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	4 段落目、「誰もが平等で、生き生きとした人生を…」の文言について、何について平等なのか表現が曖昧である。	現基本計画中の文言を引用し、「誰もが <u>平等に社会に参画し</u> 、生き生きとした人生を…」との表現に修正した。
2	4 段落目、「生き生き」という文言は、「活き活き」と表記する場合や平仮名を用いる場合がある。何かルールがあるのか。	公用文においては、「生き生き」と表記することを確認。当初案どおりの表記とした。
3	文面（一文）が長すぎて解かりにくい。段落を細かく分けたり、短く区切ったり、解かりやすいように工夫をしてはどうか。	文中の法律名を削除するなど、全体的な文面の見直しを行った。
4	3 段落目、文中で「今もなお、年齢、障がいや疾病の有無、性別…」と列举する差別、偏見事例について ・「年齢」、「出身」、「言語」等、何を意味するのか解かりにくい表現がある。 ・列举順、列举された項目について何か根拠があるか。 ・「貧困」の文言を加えるべきでは。 ・「虐待」の文言は入れなくてよいか。「犯罪被害者、加害者」の問題はどうか。 ・列举しすぎて逆に解かりにくい面もある。書きすぎないほうがよいのでは。	・差別、偏見事例の表現、列举順等について → 現基本計画に示す 12 件の重要課題より、「同和問題～外国人」までの 6 件を掲載順に列举し、これに直近の人権課題である「性的指向及び性自認」を加える形で修正した。 ・「貧困」、「虐待」、「犯罪被害者、加害者」等の文言の追加について → いずれも現基本計画中の具体的施策などに掲げる項目であるが、条文上は上記の考え方で整理することとした。

2 第 1 条（目的）について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	目的規定中への達成手段の追加	「市が実施する人権尊重のまちづくりの推進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより…」との文言を追加したほか、条文の整理を行った。

3 第2条（定義）について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	市民の定義「市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう」の表現が解かりにくい。誰もが解かりやすい表現に変えるべきでは。（「市内に住所を有する者。又は市内に通勤し、市内に・・・者」など）	条例上にうたう「市民」は、①市内に住所を有する者。②市内に住所を有してないが、市内の事業所等に通勤する者。③市内に住所を有してないが、市内の学校等に通学する者の3パターンを想定している。 法令文における文章の表記等にはルールがあり、上記のパターンを条文に記すと当初案どおりの表現となる。 本件指摘の点については、市の関連条例の例も踏まえ、当初案どおりとした。 ※ 内容や意味が解かりにくい表現については、市民向けに作成する本条例の解説資料等でカバーすることとしたい。
2	事業者の定義にある「事業活動」とは、どのような内容を想定しているか。	本条例に規定する事業活動は、店舗、工場、会社、個人事業所等の営利を目的とするものだけではなく、NPO 法人、病院、学校、社会福祉法人等の公共事業・公共サービスなどの活動を含めたものを想定している。 本件指摘の点を踏まえ、事業者の定義について他市の条例を参考に文面の修正を行った。

4 第4条～第6条（市、市民、事業者の責務）

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	人権侵害行為が発生した場合にどの様に対応するか、禁止行為に違反があった場合にどうすべきか等、市民や事業者のスタンスを条文に示す必要があるのではないか。	人権課題ごとに虐待防止や差別解消等を規定する国の法整備がされるなか、人権尊重を基調とした「まちづくり」を目指す趣旨の本条例においては、人権意識の高揚など人権侵害行為を防止する観点から条文を構成したいと考えている。 本件指摘の点を踏まえ、市、市民、事業者の責務を修正し、人権尊重の視点に立つ行動を一層促す表現に見直すこととした。

5 第7条（人権侵害行為の禁止）について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	文中に列挙される「年齢、障がい、疾病、性別、…」の差別・偏見事例は、同様に記載のある前文3段落目の事例と関連している。双方の表現・表記を統一すべき。	人権侵害行為は本来、相手の属性（出自、性別、年齢、国籍等）に関係なく「してはならない行為」であることに鑑み、修正案においては、当初案文中の差別、偏見事例を削除することで整理した。また、インターネット上の人権課題を念頭に全体的な表現の見直しを行った。

6 第9条（推進体制の整備）について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	規定の追加	市の関連条例との整合性を図るため、人権施策の実施に係る推進体制の整備について規定の追加を行った。

7 第11条（教育及び啓発の推進）について

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	規定の追加 ※上記4、第4条～第6条の指摘に関連	人権侵害行為の防止に向けた市のスタンスを条文に示すこととし、規定の追加を行った。

8 その他

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
1	現基本計画中に益田市版 SDGs の掲載があるが、条例と無関係ではないはず。子どもたちにその意味を周知するためにも条文の中でこれに触れるべきではないか。 ※益田市版 SDGs 国連の示す SDGs の考え方を取り入れ、まちの将来像の実現と地域課題の解決に向けて市が独自に設定した 17 の目標を言う。 現計画には、12 件の重要課題について、各施策を実施することで、それが益田市版 SDGs のどの目標の達成に寄与できるかをアイコン表記している。	施策や取組の分野ごとに関連目標を表記する益田市版 SDGs は、現在市の策定（改定）する計画、関連資料等に用いられている。 本条例にかかる人権施策の詳細は、基本計画に定めることとしており、本件指摘の点については、今後も基本計画の中に盛り込むことで整理したい。

	当初案への意見・指摘事項等	修正案における対応
2	県内にはすでに同様の条例を制定した自治体もあるが、条例を制定したことで当該自治体の様子に変わりがあったのかどうか、確認してほしい。	<大田市> 全体的な状況の把握は困難であるが、市職員の人権に対する意識が変わった（高まった）ものと感じている。 <浜田市> 具体的な効果の検証は行っていないが、条例制定を契機として、研修会の開催や小中学生向けのパンフレット作成など、市として人権に関する意識啓発の機会を増やしている。